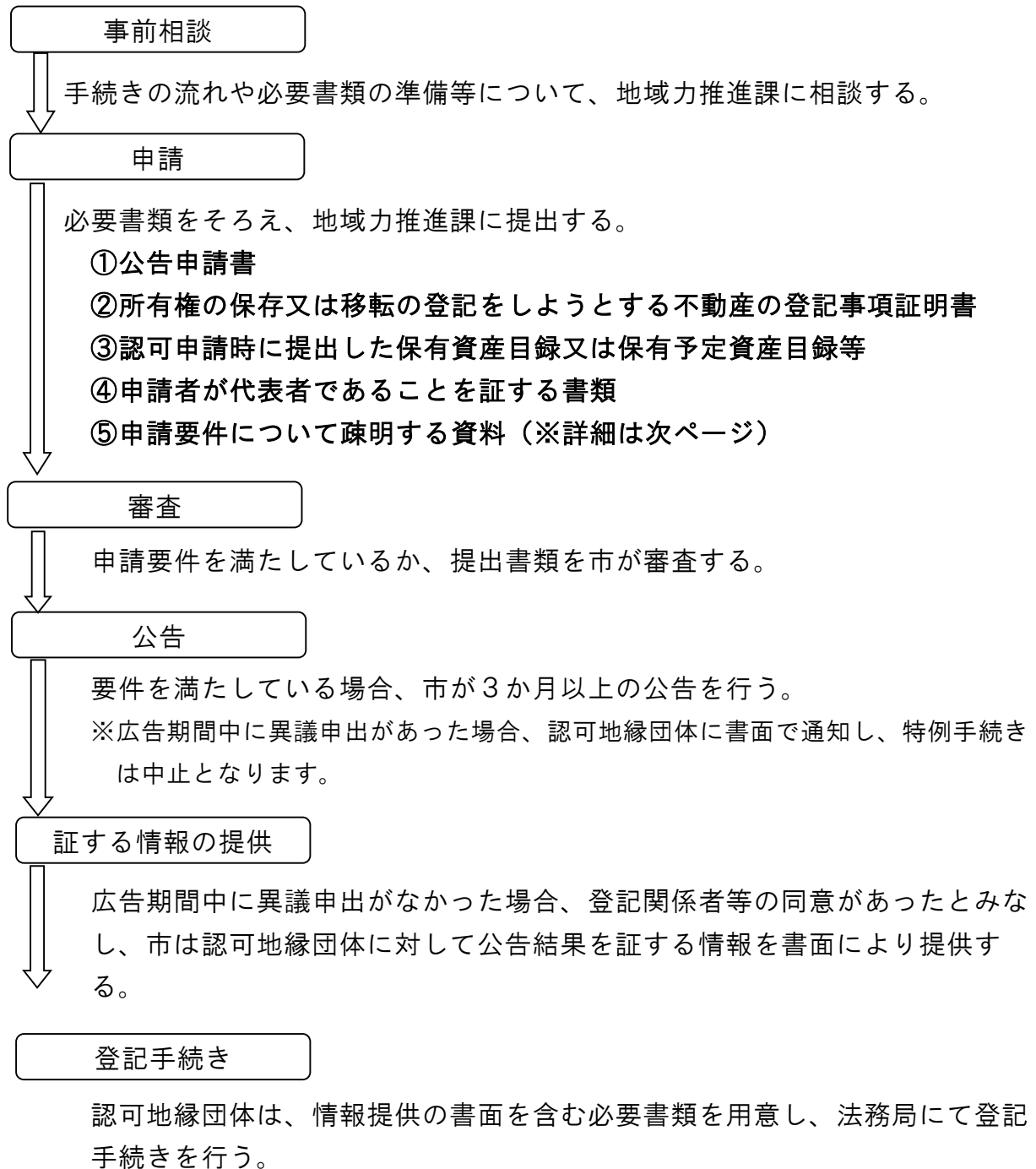


認可地縁団体が所有する不動産に係る登記について

1 手続きの流れ



2 申請要件

下記のすべての要件を満たし、それを疎明する資料の提出が必要です。

- (1) 当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること。
- (2) 当該認可地縁団体が当該不動産を10年以上所有の意思をもって平穩かつ公然と占有していること。
- (3) 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが認可地縁団体の構成員又はかつて認可地縁団体の構成員であった者であること。
- (4) 当該不動産の登記関係者(表題部所有者、所有権の登記人、これらの相続人)の全部又は一部の所在が知れないこと。

3 申請要件(1)～(4)について疎明する書類

(1) 当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること

資料は、申請時点と10年以上前の時点のものがが必要です。

(2) 当該認可地縁団体が当該不動産を10年以上所有の意思をもって平穩かつ公然と占有していること

<事実確認のための書類>

- 申請不動産の所有又は占有に係る事実が記載された認可地縁団体の事業報告書等(総会資料等)

<疎明するための資料>

- 公共料金の支払領収書
- 閉鎖登記簿の登記事項証明書又は謄本
- 旧土地台帳の写し
- 固定資産税の納税証明書
- 固定資産税台帳の記載事項証明書 等

※ <上記資料が入手困難な場合の提出書類>

- 入手困難な理由書
- 認可地縁団体が申請不動産を所有又は占有していることについて、申請不動産の隣地の所有権の登記名義人や申請不動産の所在地に係る地域の実情に精通したものの等の証言を記した書面
- 認可地縁団体による申請不動産の占有を証する写真 等

(3) 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であること

- 認可地縁団体の構成員名簿
- 墓地の使用者名簿（申請不動産が墓地である場合） 等

〈上記資料が入手困難な場合の提出書類〉

- 入手困難な理由書
- 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であることについて、申請不動産の所在地に係る地域の実情に精通した者等の証言を記した書面 等
- 不在住証明書
（登記登録上の住所の属する市区町村の長が、当該市町村に登記関係者の「住民票」及び「住民票の除票」が存在しないことを証明した書面）
- 登記記録上の住所に宛てた登記関係者宛の配達証明付き郵便が不到達であった旨を証明する書面
- 精通者等の証言を記載した書類
（申請不動産の所在地に係る精通者等が、登記関係者の現在の所在を知らない旨の証言を記載した書面）

(4) 当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと

登記関係者とは表題部所有者又は所有権の登記名義人又はこれらの相続人のことをいう

※少なくとも一人について資料を添付すれば要件を満たしますので、所在が知れていない者全員分の疎明資料の添付は必要ありません。

※所在が判明している登記関係者においては、認可地縁団体がこの特例により不動産登記を申請することに対し異議のある場合が考えられることから、公告期間中に異議が述べられ、手続きが中止されることのないよう、事前に同意を得ておくことが望ましいと考えられます。